



今井小だより

第4号

令和3年

6月30日

青梅市立今井小学校



今井小HP
校長ブログ毎日更新中

ふれあい月間

校長 神尾 健彦

6月6日に実施いたしました運動会において、延期、参観の制限、天候等、保護者の皆様にはたいへんご迷惑とご心配をおかけしましたが、子供は練習や準備の成果を発揮し一人一人が主役の運動会を作り上げることができました。ご理解ご協力ありがとうございました。導入を試みたライブ配信は、子供の姿が見えないとのご意見を多くいただきました。体育着に児童の名前が入っているため大きく映せないこと、校庭



まで校内のWiFiが届かないこと、一部の児童がクローズアップされることを避けること等を鑑みて、あのような形での配信となりました。ご期待されていた方には申し訳ございませんでした。来年は直接多くの皆さんにすてきな子供の姿を見ていただけるようになることを心から待ち望んでおります。

さて、東京都では毎年6月、11月をふれあい（いじめ防止強化）月間として、いじめや不登校、暴力などの問題行動を未然に防止し、子供たちの健全育成を目指して取組を行っています。本校ではこれに合わせて6月、11月、さらに2月を加えた年3回、「いじめアンケート」を実施しています。

平成25年6月に公布されたいじめ防止対策推進法では、いじめを以下のように定義しています。

「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

本校では、軽微ないじめも見逃さないために、校内研修等を通じていじめの定義を正しく理解し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚によりいじめを認知するように努め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を行っています。また、校内委員会を毎月1回、定例会として開催し、管理職、生活指導主任、保健主任、スクールカウンセラー、特別支援専門員、ふじのみ学級担任で集まり、子供の課題について情報共有や協議を行う時間を設けております。さらに道徳、学級活動、全校朝会と様々な場面で、いじめを許さない心を育てています。

とはいえ集団生活を営む上で、大人の世界でも子供の世界でも、大なり小なりのトラブルは起こります。最近では、学校外の自宅等でスマホやパソコン等を利用したSNS関連のトラブルもあり、そこらにいじめに発展する事態も生じる可能性があります。本校でも4月から6月の間に1件「いじめ」として認知し、当事者の児童、保護者を含め対応しています。教育委員会にも報告を上げています。学校は「いじめ」を隠したり見て向ぬふりをしたりは絶対にしません。大切なのは「いじめ」を見逃さず、子供の心に寄り添いながら解決の糸口を大人として示していくことです。

学校だけでなく家庭・地域と一体となっていじめの防止に取り組んで、本校の「目指す児童像」にある「自分の大切さとともにほかの人の大切さを認められる児童」を育てていきましょう。誰もが安心して学べる学校にしていくために、今後ともご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。